

## 岡山県森林審議会議事録

1 開催年月日 令和7年11月25日(火) 10:03~11:42

2 開催場所 ピュアリティまきび 2階 会議室「白鳥」

3 出席者 (出席した委員)

石田 芳生
小倉 博俊
小野 泰弘
金重 佳代子
久徳 大輔
嶋 一徹
宗村 広昭
内藤 はま子
廣瀬 美恵
松尾 敏子
三木 直子
山名 千代

(五十音順)

14名中12名出席

### (事務局)

農林水産部 林政課	林政課長	三宅 美裕
	総括参事	木村 昌生
	副参事	荒木 彰宏
	主任	小林 大樹
	技師	木戸 浩介
治山課	治山課長	井上 昌則
	副参事	増田 幸介

4 欠席した委員

山崎 準
山下 薫

- 事務局 定刻になりましたので、ただいまから岡山県森林審議会を開催します。開会にあたりまして、岡山県農林水産部林政課三宅課長が挨拶します。
- 県 (林政課長挨拶)
- 事務局 本審議会は、本年11月の委員委嘱替えの後、最初の開催となりますので、出席委員の皆様を配席順に紹介します。
- まず、議長席に向いて、左側の席から、高梁市長の石田委員です。
- 次に、新庄村長の小倉委員です。
- 次に、岡山県森林組合連合会代表理事会長の小野委員です。
- 次に、岡山県商工会議所女性会連合会副会長の金重委員です。
- 次に、岡山県議会議員の久徳委員でございます。
- 次に、岡山大学学術研究院環境生命自然科学研究科教授の嶋委員です。
- 次に右側の席から、岡山大学学術研究院環境生命自然科学研究科教授の宗村委員です。
- 次に、環境カウンセラーズおかやま環境カウンセラーの内藤委員です。
- 次に、岡山県林業研究グループ連絡協議会の廣瀬委員です。
- 次に、岡山県レクリエーション協会常務理事の松尾委員です。
- 次に、岡山大学学術研究院環境生命自然科学研究科教授の三木委員です。
- 次に、岡山県建築士会常務理事の山名委員です。
- なお、岡山県木材組合連合会会長の山下委員と岡山森林管理署長の山崎委員は、所用により、本日、欠席されています。
- (事務局職員の紹介)
- 本日の審議会の流れを説明します。
- 皆様には本年11月1日から2年間の任期で委員をお願いしており、就任後、最初の審議会となることから、この後に、事務局から岡山県森林審議会について、概要を説明します。
- その後、次第のとおり、議題1で、今期の会長と会長代行を選任し、議題2で、会長から、本会に準じて部会長と部会長代行等を指名します。
- その後、議題3で、諮問事項について審議し、議題4で、昨年11月の森林保全部会の答申を報告します。
- それでは、事務局から岡山県森林審議会について、概要を説明します。
- 事務局 (概要説明)
- 事務局 次に、本日の委員定足数について、報告します。
- 委員定数14名のうち12名の出席で、本審議会は岡山県森林審議会運営規程第2条の規定による開催要件を満たしていることを報告します。

それでは、これより議事に進みます。

まず、議題（1）の会長及び会長代行の選任について、皆様に諮ります。

今回の審議会は、委嘱替え後の最初の会議ですので、新たに会長及び会長代行を選出する必要があります。

会長及び会長代行は、森林法第71条の規定により、「各委員の互選によること」とされていますので、皆様方から推薦をいただきたいとしますが、いかがでしょうか。

山名委員 事務局案はありませんか。

事務局 ただいま、事務局案という発言がありましたが、事務局から提案してもよろしいでしょうか。

全委員 (了承)

では、事務局からは、今期2年間の会長を小野委員に、会長代行を嶋委員にお願いすることを提案します。

委員の挙手をもって選任の承認をいただきたいと思います。

全委員 (挙手)

事務局 ありがとうございます。

それでは、小野委員は審議会会長に、嶋委員は会長代行に、就任いただきます。

なお、岡山県森林審議会運営規定第2条第1項により、審議会の議長は会長が務めることと定められています。

小野会長は、議長席にお移りいただき、後の議事の進行をお願いします。

議長 (小野会長) (会長あいさつ)

それでは、議題（2）の森林保全部会の部会長及び部会長代行、部会の委員の指名を行います。

岡山県森林審議会運営規程第3条の規定により設置している森林保全部会の委員は、森林法施行令第7条の規定により「会長」が指名することになっていますので、次の委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

部会長は、これまで岡山県市長会から推薦のあった委員の方にお願いしてきたところです。

森林保全部会の部会長を、石田委員にお願いします。

部会長代行を、嶋委員にお願いします。

また、森林保全部会の委員を、宗村委員、内藤委員、三木委員と本日は欠

席ですが、山崎委員にお願いします。

皆様、よろしくお願ひします。

次に、本日の森林審議会の議事録署名委員を指名したいと思います。

宗村委員と内藤委員にお願いします。

宗村委員 (了承)

内藤委員

議長 なお、書記は事務局にお願いします。

(小野会長)

事務局 (了承)

議長 それでは、審議に入ります。

(小野会長) 議題(3)の岡山県知事から諮問があった地域森林計画の樹立及び変更について審議したいと思います。

事務局から説明してください。

事務局 (「地域森林計画の樹立及び変更」について) 説明)

議長 ただいまの説明について、意見や質問はありませんか。

(小野会長)

久徳委員 (27ページ) 林野庁との事前調整による修正で、予防資機材の配備が追加されたとあるが具体的にどのようなものか。

また、県、市町村、森林所有者のどこが配備する義務を負うのか。

最近は太陽光発電施設等様々な開発のため、森林面積が減っていると思っていたが、今の森林計画では33ha増加する理由を伺いたい。

事務局 林野火災の予防資機材について、山火事予防の看板は県が購入し、市町村に配布している。

また、林野火災の鎮圧後、消防団員等が山を巡視しながら火種を消火するために、ジェットシューターも配備している。

いずれにおいても、予防資機材は、県が市町村の要望を伺って配備させていただいている。

今年度も開発等による面積の減少はあるが、大幅な減少はなく、官公造林から民有林に変わった面積が大きかったことから、県計で33haの増加となつた。

森林面積の3流域の合計面積は、現在446,584haであるが、令和3年度の森林面積は447,100ha程であったので、5年間で大規模な太陽光発電等で約500haの森林が減少していることになる。

内 藤 委 員

計画の名称が高梁川だけ「下流域」となっているが、これはどこを示す部分なのか教えていただきたい。

また、25ページ以降の現行は、いつを示すものか。

事 務 局

岡山県には高梁川の源流から流末までが流れているが、その支流の一部が広島県から流れていることから、高梁川上流の計画は広島県にあたる。

現行の時点であるが、毎年、転出等による面積の変更を行っていることから、「現行」は1年前の樹立変更時点のものである。

石 田 委 員

(9ページ) 人工林の齢級別面積（民有林）について、現状は若齢級が少ないのに、造林面積が増えていないのは、林業に対する国の方針で、県はそれを踏襲しているということか。

また、計画は人工林だけが対象で、天然林を含めた岡山県の山林全体は対象ではないのか。

高梁市では森林の伐採が進み太陽光発電施設があちこちにできている。

また、天然林は天然更新と称してかなりの面積が伐採されている。

開発許可の申請は別制度ではあるが、森林審議会として伐採業者等に対し注意や指導ができないか。

事 務 局

再造林は森林組合を中心に約200ha程で、県内の再造林率は約3割であることから、皆伐面積は約500～600ha程となる。

県では、伐ったら植えることを当然とし、再造林に対してかなり手厚く支援を行っているが、補助事業に必要な森林経営計画は森林所有者、森林組合、林業事業体が策定しているので、その中に再造林を位置づけ、管理をしていくことを推進しており、決して放置している訳ではない。

また、天然更新について、人工林は萌芽することはないが、天然林では若い広葉樹は萌芽更新で森林に回復するため、放置されているものではない。

ただし、伐採や搬出の際に一時的に作業道をつけたり、現場が荒れたりする場合があるが、そういった時には土砂流出等が起きないよう業者等を指導している。

石 田 委 員

県が再造林に取り組んでいることは承知の上で申し上げているが、現状に対し必要な再造林の計画数値を出すのが、この審議会の役割ではないかと思う。

天然林においても皆伐後5年程度経過すれば萌芽更新で少しづつ更新することは承知しているが、実際は、一度の皆伐面積が広大で、隣接の山、そ

の隣接の山と連続して何ヘクタールも伐採されると、住民も災害の発生に危惧を感じざるを得ない。

何でも規制というわけではないが、自治体の専門的な知見から、指導や注意喚起をお願いしたいという提案である。

#### 事務局

計画は人工林と天然林を含めた計画となっている。

また、地域森林計画は記載内容が法律等で定まっており、それ以上の記載は難しい。

地域森林計画には掲載できないが、再造林の推進については、県で設置した検討会やワーキンググループにおいて、大規模伐採に対する再造林の対応なども議論しており、必要な場合は施策にも反映しているところである。

#### 三木委員

22ページで実行量、実行率というのがあるが、例えば伐採に関しては材積、間伐と造林は面積で記載されている。

もしかしたら、一部抜粋なのでこういう表になっているのかもしれないが、先ほどの伐採と再造林や、萌芽更新による天然更新の数量など、大事な情報がもう少し見える表になると理解がしやすく状況も判断できるかと思う。

また、例えば、森林がメガソーラーの設置により森林でなくなった場合は、そこは「森林でない」として、その数値を基に計画を修正しているが、そもそも岡山県でどの程度の森林を維持するべきかといった議論はなく、伐採後の森林ありきで計画を決めていることに違和感がある。

#### 事務局

計画量について、22ページは前半5年分の計画量に対して5年分の実行量を記載している。

記載事項については、国の規定の中で定められているが、ご指摘のとおり、分かりやすい計画にしていくことは必要であると考える。

県全体の計画量は、流域ごとの地域森林計画の計画期間も違うことから、森林・林業ビジョンの中において目標量として設定している。

ビジョンにおいては、急傾斜地等の人工林を針広混交林に移行させるなどの方向性や対象面積等の記載はあり、天然林についても天然更新により育った広葉樹材を活用するといったものはある。

一方、地域森林計画書では、森林整備の推進は掲げるものの、目標は「広葉樹の整備を進める」といった大括りのもので、維持のための具体的な面積の定めはない。

#### 三木委員

難しいのは分かるが、今回は再造林や持続性というのを強調して変更していると思うので、伐採と植栽が同じ範囲で評価できるよう、材積と面積ではなく、せめて面積と面積など、評価を同じ範囲でできるようにしていただきたい。

表を見る限り、伐採は材積で面積はここではなく、間伐はあるが主伐はない。造林は人工林、天然林で記載はあるが、数字の繋がりが理解しづらい。こうした点を改善すれば、計画としてより実用的になるのではないか。

事務局 参考までに、岡山県森林・林業ビジョンにおいては、県のホームページ上で、県全体の目標量と実績を公表している。

県全体の伐採面積のうち主伐は700ha、造林面積が280haで、再造林率は4割の目標を掲げており、現行2023年は、602haの主伐があり、これに対し199haが再造林面積で再造林率約31%となっている。

事務局 計画数字等の記載方法は国の様式に定められているが、今後の審議会での説明の際は、もう少し分かりやすいものに工夫していきたいと思うので、今はご理解いただきたい。

島委員 森林経営管理制度で、3分の1は育成複層林（針広混交林）に移行しているが、県の方針として、どこからが人工林でどこからが天然林になるのか、移行途中は育成複層林などとして人工林の計画から外すのか、それとも今後も管理されていくのか。

また、標準伐期齢は40年前から変わってないが、高齢級の山林が増え、若齢級かなり少ない中で標準伐期齢を変えて経営を誘導するといった施策があれば教えていただきたい。

事務局 スギ、ヒノキの人工林は、スギ、ヒノキのままでカウントされるので、天然林というよりも人工林の延長ということになる。

島委員 育成複層林化しても計画制度に含まれ、人工林に区分され、その施業も人工林の施業として面積がカウントされるということか。

事務局 針広混交林化は森林管理のコストを下げるのが目的なので、針広混交林化が進んだ後は、基本的には手をかけない方針である。

標準伐期齢の考え方自体が、連年成長量等からスタートしており、昔から変わっていない。

岡山県ではヒノキ45年生、スギで40年生が標準伐期齢であるが、現時点で全国的に変更するといった視点での議論はされていない。

スギ、ヒノキであれば標準伐期齢を過ぎたぐらいのところが柱材を取れる一番適した大きさになっており、仮に標準伐期齢を70年生や80年生遅らせたとしても、逆に標準伐期齢に達していないと伐採の制限等が掛かることがあるため、ある程度柱材が取れる現状の標準伐期齢が一番適しているのではないかと思う。

嶋 委員

齢級区分を修正するための手段としてうまく標準伐期齢を使えないかと思つたが、制度自体は私も存じ上げなかつた。

議 長

(小野会長)

直径16cmくらいの丸太からは10.5cm角の柱材が無駄なく取れるため、経営的に成立するためには、径が16cmになったときに行採するということである。日本の規格にある10.5cm角や12cm角は16cmや20cmの経から取れるので標準伐期齢はこれに合わせているのだろうと思われる。

造林後、10年生、15年生は最も二酸化炭素を吸収するが、45年生以降になると、経営的にも早く皆伐して材として活用し、造林する。

岡山ヒノキは、品質も良く、全国一の出荷量を誇っているが、これは戦後から継続している下刈りや間伐、そして研究所における品種の改良などの努力によるものである。

一方、再造林については必要ではあるが実際は3割ぐらいしか造林できていないことが岡山県の弱点であり、これを改善し計画的に伐って植えることが課題となっている。

だが、個人所有者の山なので、所有者が植林に了承して、始めて植林が可能となり、そこに県や林野庁が補助金を出してくれている。

しかし、所有者に植林を拒否された場合は、お願ひする必要がある。

森林組合は全てを植えるように義務付ける方法をとっているが、一般の林業者は所有者が拒否したということで、木を売って逃げれば良いことから、そこには、何らかの規制が必要になるのかもしれないというのは私の思いである。

小 倉 委員

森林計画の作成・見直しの作業でも必要だが、計画と実績の数字は大事なので、今後は出せるデータは活用するべきと思う。

また、森林計画は村も持っているが、フォレスター、事業者、作業員が確保できなくなつておらず、主伐・再造林といった森林施業が、なかなか計画どおり遂行できない。

計画を執行するための人材確保も、この審議会での議論として今後は必要ではないかと考える。

例えば、今回のこの就業者の中で、自伐林家の岡山県下での増減傾向など、フォレスターの傾向も何かしらのデータとして必要ではないか。

人口減少が進む中、将来あらゆる分野で、国内外も含めた人材確保が非常にシビアな問題になってくると思う。

今、自衛隊員で技術・体力が非常に訓練されている方が早く退官する傾向が出てゐる。

村では、早期退官した元自衛隊員を、林業等の第一次産業で確保していくことを検討しており、自衛隊とも相談し、どういう調整が必要か、取り組みができるか、包括協定も視野に入れて検討している。

事務局

人材確保はとても大切なことで、林業だけでなく他産業も人手不足と言われて何年か経っている。林業でも岡山県森林組合連合会にお願いしてガイダンスや、首都圏での人材確保などを行っているが、なかなか人が来てくれず、いろいろ工夫をしながら取り組んでいるところである。

現在、自衛隊退官者への働きかけは行っていないが、そういうことも進めていけばと思っている。

今日は、森林計画の意見でしたが、皆様の意見を林務行政に役立てていきたい。

議長  
(小野会長)

この件につきまして、意見も出尽くしたようですので、お諮り致します。 諮問事項の「地域森林計画の樹立及び変更について」は、いずれも適当であると答申してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

議長  
(小野会長)

異議なしでしたので、「地域森林計画の樹立及び変更について」は、「適当と認める」で答申をします。

続きまして、議題(4)の「報告事項」について事務局から説明してください。

事務局

(森林保全部会処理事項について説明)

議長  
(小野会長)

ただいまの説明について、意見や質問はありませんか。

各委員

意見等なし

議長  
(小野会長)

以上で審議事項を終了し、事務局に返します。

皆様の御協力によりまして、議事がとどこおりなく進みましたことに感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

事務局

小野会長、ありがとうございました。

これをもちまして、岡山県森林審議会を終了します。

なお、議事録署名委員の宗村委員と内藤委員は、事務局で議事録(案)を作成した後に、署名をいただきたいので、よろしくお願いします。

本日は、長時間にわたりまして、審議をいただき誠にありがとうございました。